

神奈川県議会 令和元年第3回定例会 防災警察常任委員会

令和元年10月1日

西村委員

私は、大規模災害時の民民連携について、まず伺っていきます。

先ほども、県と民間事業者等との災害対策に係る協定ということで、先行会派から質問がありました。ほとんどの防災協定においては、県からの要請によって協定の相手方による支援を受けることを想定しているわけですから、先ほど御質問されたとおりに、県と民間事業者がしっかりと連携がとれているのかということがとても重要な視点だと思います。

また一方で、大規模災害が発生した場合、特に被災直後は県の職員も多く被災をしていることも想定をされますので、被災直後に必要な協定団体による支援が滞ってしまうという懸念もあります。

そこで、県と個別の関係とは別に、協定締結団体同士が連携して、横のつながりを図れるように県が支援をすることで、より有効な災害対策につながるのではないかどうか、こういった提言をもとに、先日の我が会派の代表質問で取り上げさせていただいたところなのですが、その大規模災害時の民民連携について何点か伺っていきます。

初めに、確認の意味で、民間との防災協定の必要性について基本的な見解を確認いたします。

災害対策課長

大規模災害時において、例えば被災者支援に欠かせない救援物資の供給など、民間事業者が大きな役割を果たしていただけるものと認識をしております。県が災害時の応急復旧対策を進める上で、民間事業者がお持ちになる専門的なノウハウ、人材、資機材などを活用する視点は欠かせません。そのため、県があらかじめ民間団体と協定を締結し、連絡窓口や協力の内容、災害時の運用の手順などを明確にしていくことが重要なことだと受けとめております。

西村委員

次も確認の意味で、防災協定による支援を依頼する場合の基本的なスキームについて教えてください。

災害対策課長

基本的なスキームにつきましては、防災協定はあくまでも県から任意の協力ををお願いするものですので、県から事業者に協力を要請することが基本となります。協定書や細則などで依頼の手順や様式を定めているケースも多くあります。協定の内容によって、応急期の早期に必要になるもの、また復旧復興段階で依頼するものなどさまざままであります。支援の依頼は災害の様相、段階に応じて必要性を判断して、依頼をしていくこととなります。

西村委員

先ほど答弁された以外にあれば教えていただきたいのですが、知事答弁でいただいたこれまでの民間団体との連携体制の確保の取り組み、たしか毎年度確認をしているとおっしゃっていましたが、それ以外にも何かあるのでしたら教えていただけますか。

災害対策課長

分野によりさまざまですが、例えばくらし安全防災局では、訓練や、そのほかにも協定段階によりまして、研修会や意見交換会を実施して、連携を保っている例があります。

西村委員

大規模災害時には、県の職員も被災をしている可能性があるというか、被災をするのだと考えたほうがいいでしょうか。この夏に、岡山県高梁市と兵庫県神戸市へ視察に行かせていただいて、高梁市の職員が、岡山県の職員よりも神奈川県の職員が先に来てくれたと喜んでいらっしゃいました。それを私、神奈川の職員は偉いなと思ったのですが、それだけではなくて、岡山県がやはりいろいろなことに手をとられていたり、職員が被災をされていたという現実があったのだろうと実感をしたところです。

また、神戸市では実際にお話を伺う中で、対策本部を立ち上げて、当初、2人しか兵庫県はいなかった。それが5人になったと、徐々にしか出てこられなかつた。出務率が阪神・淡路大震災のときは4割だったというのです。ましてや、職員の被災率も41.9%と、ほぼ半数近くの人が被災をしている状況で、県民、市民のために動かなければいけないという状況があったということは、今後も起こり得るということです。こういった被災直後に応急対応するために必要な協定の場合、速やかに支援を要請する必要があると思うのですが、果たして本県の体制は整っているのでしょうか。

災害対策課長

応急対応するために必要な協定の場合の支援の要請についてですが、くらし安全防災局では、365日24時間の情報収集体制をとっております。夜間、休日であっても、職員2名、幹部職員2名の体制で災害発生に備えておりまして、協定事業者への要請も含めた初動態勢を確保しております。また、災害の状況に応じた職員の配備体制も定めておりまして、災害の規模や拡大の見込みなどから、警戒体制、応急体制、本部体制など必要な態勢を判断して、速やかに職員の参集を呼びかけて体制を整えることとしております。

災害対策本部体制の場合には、司令塔となる統制部の中に市町村応援班を設置いたしまして、物資の関連の主要な民間事業者にも御参集をしていただきまして、適切な協定の運用を図る体制としているところです。

西村委員

神戸市の人と防災未来センターで、副センター長のお話を伺って、当時県の職員だったとおっしゃっていました。以来、兵庫県ではそういう宿舎をつくつて、24時間体制でそこに入れるようにしている。7年間単身赴任でしたという話をされていたのが印象的でした。

さて、そういう事態のときに、県からの要請がなくても、協定団体がみずから判断で活動を始められる仕組みの構築が必要だと思うのですが、ライフラインの復旧や物資の供給など分野を限定して取り組みを進めていくという考え方があると伺っております。どういった考え方でそのようなことを進めていくとされているのか、御説明をお願いいたします。

災害対策課長

物資の供給やライフラインの復旧は災害応急対策の中でも被災者の生活に直結する重要な分野でありまして、かつ民間事業者が主要な役割を担う分野です。そこで、県は被災者の生活や命を守る観点から、特にこの二つの分野に関してライフラインや交通事業者との協議会、また物資の供給、輸送、保管を担う事業者との研究会などを通じて精力的に連携強化を図ってきました。特に物資に関しては、主要事業者を県の災害対策本部の市町村応援班のメンバーとして、県全体を対象に物資の配分調整や調達、輸送、供給の手配などを積極的に担つていただけるよう、マニュアル整備などを進めているところです。そのような理由です。

西村委員

また答弁いただいた中で、県の要請がない中で協定団体が連携して主体的に災害対応に当たる訓練などを計画するということでしたが、訓練計画はどのような見込みでいらっしゃるでしょうか。

災害対策課長

現在、県の災害対策本部の統制部に設置をいたします市町村応援班で、民間事業者の皆様と連携をして物資の配分調整や調達、輸送、保管までの一連の業務を行う体制を整えたところです。そして、現在民間事業者同士が連携をして自主的に活動いただけますよう、運用マニュアルの作成を行っているところです。このマニュアルをもとにして、今後図上検討を行いまして、来年の1月に予定をしている大規模図上訓練において、具体的な対処について実施していくたいと考えております。

西村委員

防災協定を締結している団体同士が災害時にみずから行動できるよう、横の連携を構築するための仕組みづくり、全国でも余り例がないものであるという認識をしております。民間団体相互間の連携の必要性と連携を含めていくための今後の取り組みについて御所見を伺います。

防災部長

災害対策におきましては、民間団体につきましては国や自治体と同じく主要な担い手になると考えておりまして、県と民間団体との連携に加えまして、民間団体相互の連携を進めることも大切なことであると認識しております。

現在、最も連携の輪が広がっておりますのは、先ほど課長からも答弁申し上げましたが、物資の分野であります。これは、さる物資供給団体との意見交換で、団体から他の団体と課題の共有をしたいという意見がありまして、県がそれに応え、段階的に発展してきたものです。現在は、異業種の研究会にまで発展し、県の災害対策本部の中で連携して対処するためのマニュアル整備や訓練を計画するまでになっております。参加企業からは、こうした試みを歓迎し、今後の取り組みを期待する声もいただいておりますので、こうした動きをさらに拡大し、他の分野の団体間にも広げていくことは、大変有効であると考えております。

県といたしましては、民間の意見も伺いながら、さまざまな機会を捉えまして働きかけを行うなど、仲間同士の連携が進むようしっかりと取り組んでいき

ます。

西村委員

しっかりと取り組んでください。

また、先ほどさまざまな分野の団体の方々がこうやって締結をしていただいているということなのですが、ビッグレスキューかながわ、私も参加をさせていただきました。本年度初めてということで、神奈川県看護協会の皆さんにお越しになつていらっしゃいました。とても暑い日でしたが、この暑さが訓練なのだと感じますと、とても前向きに捉えてくださっておりました。また、私が6月の本会議で提案をして、栄養士会の皆様にも出ていただいて、日本栄養士会のJDA-DAT、災害支援チームの皆さんも、栄養ステーションという小さなキャラバンカーと言えばいいのですか、軽自動車を持って、非常食も皆さんに試食をしていただきながら、そういういろいろなお話をすると、たくさんの方がブースに集まっていらっしゃいました。

ともにおっしゃっていたのが、これまで紙の上でのお約束だったが、実際こういう現場に出ると、身が引き締まる思いがする。また、栄養士会の皆さんは、そういったときに例えば今お話しした看護師会の人とまた連携がとれれば、避難所運営のときにどういう協力をすればいいのだろうかということを考えられる。看護師協会の皆さんも、D-MATの方とかいろいろな方がいたら、その後を受け継いで、保健衛生にかかわることでどう協力をしたらいいのだろうかという想像力が働くということをおっしゃっていました。1,300あるという全ての方は無理かもしれません、いろいろな組み合わせ、御協力をいただける機会を深めていくのは重要だと実感をしたところです。

ちなみに、先ほど台風第15号による被害状況の御説明がありました。想定外という言葉で済ませてはいけないと思いますが、明らかに想定を超えるような被害の広がりを見せたのが千葉県であったと思います。その千葉県では、罹災証明書の発行が進んでいないということで、自治体がライフラインの復旧に人出を取られて家屋調査に割ける人員が不足をしているというのが大きな原因だそうです。ちなみに、熊本地震のときには、罹災証明書の発行に数ヶ月かかったことがある。振り返って本県を見てみると、平成29年9月21日に、神奈川県土地家屋調査士会の皆様と災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定を県と県内市町村とそれからこの土地家屋調査士会の皆様とで結んでいただいているわけです。

本県の被害状況、先ほど伺ったところ、そんなにと言ったら失礼ですが、国が一部損壊は写真とかで簡易な申請で済む。だから全壊、半壊ということになると、4棟と21棟ということで、もしかしたら今回は出動ということにはならなかつたのかもしれないのですが、大変前向きなお声をいただきました。出動でなくても、現場に一緒に行かせていただけないですか、今後何かあったときに、土地家屋調査士会のメンバーでの育成につながるとおっしゃるのです。これは行政も同じだと思うのです。罹災証明は市町村でもし済んでいたにしろ、神奈川県の担当者あるいは市町村の担当者、そしてまた今そうやって民間で協力をすると言ってくださっている方々が現場に入ることによって、今回はその力を得なくたって、ノウハウとして、あるいは現場を知ることによって、

何かしら必要になった、出動が必要になったというときの大きな力になるのではないか。せっかくそういうお申し出があるわけですから、どうぞそういった配慮もいただければと思います。

ともあれ、平時から民間団体相互が横の連携を深めて、いざというときには主体的に活動することがより効果的な災害対応につながると考えます。今後とも民間団体相互の横の連携を深める取り組みを進めていただきますよう要望をいたします。

次に、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター、かならいんの実績と新たな課題について、伺います。

性犯罪や性暴力は、被害者の体を傷つけるだけではなく、精神的にも長期にわたる傷を残す、決して許されない行為であります。警察への相談をちゅうちょする被害者の方も多いです。県は、こうした被害者から24時間365日電話相談を受けて、産婦人科医療など必要な支援を提供するかながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター、かならいんを平成29年8月、開設をされました。一人で苦しむ被害者を支援につなぐ仕組みができたことは、大きな前進であると捉えていますが、立ち上げから2年がたって、運営が軌道に乗り始めたところで新たな課題も見えてきたのではないかと考えます。そこで、かならいんの開設から2年間の実績と新たな課題について伺っていきます。

性的な被害は、警察が認知していない、いわゆる暗数が非常に大きいと言われていますが、この点について、客観的なデータがあれば確認をさせてください。

犯罪被害者支援担当課長

警察庁が平成29年度に実施をしました犯罪被害類型別調査によりますと、痴漢、無理やりにされた性交、性的接触の性的な被害を受けた被害者のうち、警察へ通報した方の割合は20.1%、約5人に1人となっております。

西村委員

こうした実態を背景に、かならいんでは被害に関するさまざまな相談を受けて、警察への届け出をちゅうちょしている方の支援をされているわけですが、2年間の相談や支援の実績はいかがなものでしょうか。

犯罪被害者支援担当課長

まず、相談の実績ですが、平成29年8月の開設後2年間で2,794件でした。そのうち、正規の相談件数は1年目で598件、2年目は約30%増の771件、合計1,369件、全体の相談件数に占める新規相談件数の割合は、約49.0%でした。

次に、実際にお会いして実施した支援の実績ですが、開設後2年間で面接は106件、産婦人科医療機関の受診の支援が61件、カウンセリングの実施が27件、法律相談の実施が30件、付き添い支援が117件、合計341件となっております。

西村委員

刑法が改正をされまして、強姦罪が強制性交等罪に改められました。被害者が女性に限られなくなったわけです。女性以外の被害者に対する相談体制について、どのような取り組みをされているのでしょうか。

犯罪被害者支援担当課長

平成29年度の内閣府の調査によりますと、無理やりに性交等された被害経験

のある人のうち、男性の被害者は誰にも相談しなかった理由として最も多かつたのは、どこに相談してよいかわからなかつたからという回答でした。かならいんの相談電話では、女性以外の被害者の方からの相談を受けていますが、男性やLGBTの被害者の方がより安心して御相談いただけるよう、本日10月1日から毎週火曜日16時から20時まで、専門相談員を配置しまして、男性及びLGBT被害者のための専門相談ダイヤルを開設することといたしました。

西村委員

新たな取り組みであります、より多くの方に知っていただいて、活用していただくこと、まずは犯罪が少なくなることが一番なのだと思いますが、どこにも相談できず一人で苦しむ被害者を早い段階から支援につなぐことは、被害者の心身の健康の回復のために非常に重要であると考えます。一方で、性被害が潜在化しないような取り組みも必要ではないかと思います。かならいんでは、性被害の潜在化防止についてどのように取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

犯罪被害者支援担当課長

被害後間もない方からの相談を受けた場合、警察への届け出をためらっている方に対しては、警察においても相談窓口があつて、さまざまな被害者支援があることなどを丁寧に説明するなど、性被害を潜在化させないような取り組みも行っております。その上で警察へ一人で行くことに不安を覚える被害者の方に対しては、警察署への付き添い支援も行っています。また、警察への届け出後の流れなどのアドバイスを先に受けてから考えたいという方に対しては、弁護士による法律相談も実施しております。

西村委員

潜在化させないためには、被害届を出していただくというのはわかるのですが、さあ果たしてそういう心理状況にあるのだろうかと悩ましく感じるところです。性被害を受けて、さあ被害届を出しますか、出しませんかということを、優しくはおっしゃっているのだろうが、他県では、ワンストップ支援センターで後から警察に届け出したいと思ったときのために、被害後間もない時期にしかとれない証拠採取をして保管しておく取り組みをしているところがあります。

また、ホームページでも、今すぐ決めなくていいですという言葉が書いてある。被害者に寄り添うというと、私はそちらのほうが理解というか、納得がいくのですが、かならいんではこうした証拠採取を実施していないことですが、今後どのように対応していくと考えていらっしゃるのでしょうか。

犯罪被害者支援担当課長

証拠採取や保管については、後ほどの裁判でたえられるよう適切に実施されることが求められることから、どのような体制で誰が実施するのかなど、きちんとした仕組みや手順を定めることが必要だと考えております。

また、実施に当たりましては、医療機関の協力に加え、保管する冷凍庫や採取キットなどの備品等の確保も必要となります。証拠採取への対応は、今後のかならいんの課題の一つであると考えており、現在、他県での実施状況を調査しつつ関係機関とも協議を行うなど、検討を進めているところです。

西村委員

性犯罪、性暴力は魂の殺人とも言われ、被害者の人権と尊厳を踏みにじる極

めて卑劣な行為であるにもかかわらず、警察が認知していないいわゆる暗数の大きい犯罪でもあります。まずは、被害者の心身のケアが重要ですが、被害者が安心して暮らすためにも、加害者に相応の社会的制裁を受けさせること、これも必要あります。

証拠採取は、性被害の潜在化防止に役立つ取り組みの一つであると考えます。他県では既に行われている。どうぞ、調査、検証を行っていただいて、県では証拠採取について新たな課題として認識をしていると御答弁いただきましたので、性犯罪、性暴力で苦しむ被害者が少なくなるよう、神奈川県が安心安全な社会となるように、実現に向けてどうぞ進めていただきますよう要望して、私の質問を終わります。